

# 「いじめ防止基本方針」

鹿児島市立前之浜小学校

## 1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

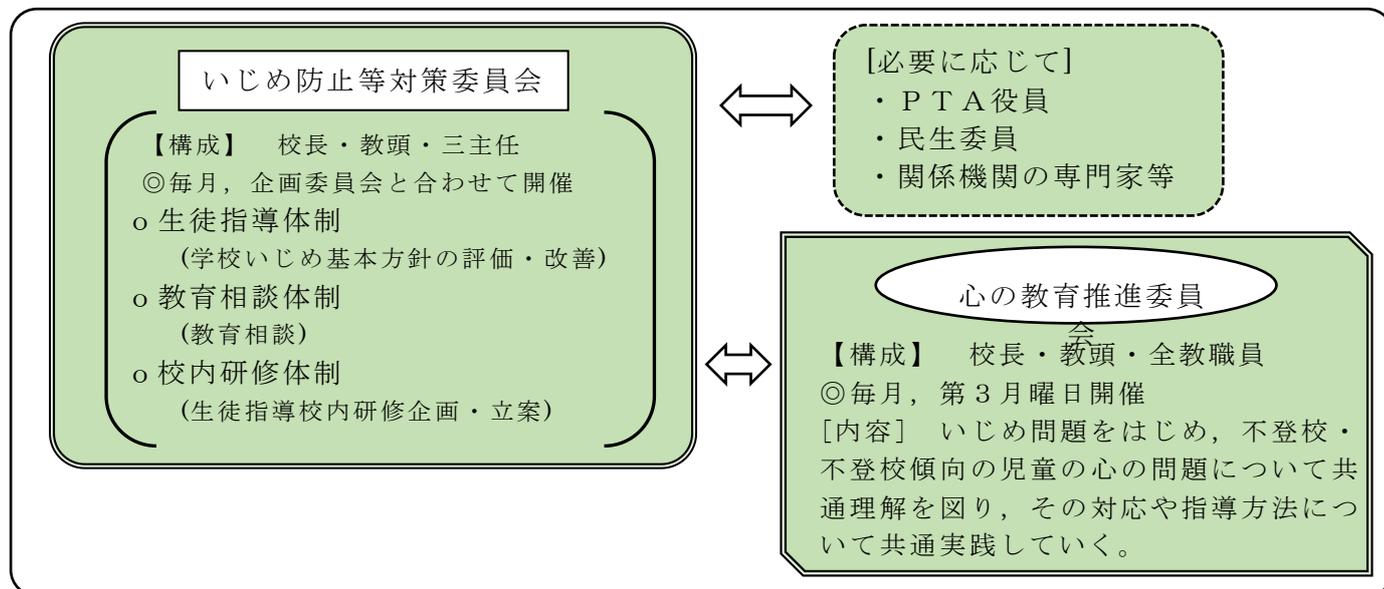
## 2 いじめ防止対策についての基本理念について

鹿児島市立前之浜小学校（以下、「本校」という。）では、「いじめ防止対策推進法」第13条に規定されている「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」に基づき、次のような基本理念をもって、いじめ防止等の対策に積極的に取り組んでいく。

- 「いじめは決して許されない」行為であることの理解を図り、いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりを醸成する。
- 豊かな情操や道徳心を高め、児童が安心して自己存在感や充実感を感じられる学校づくりに努める。
- いじめの早期発見のための指導体制の機能化を図り、早期解決のための校内及び関係機関や専門家との協力体制を確立する。

## 3 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織について

本校では、いじめ防止対策基本法第22条に則り、いじめの問題に対する指導体制を十分機能させていくために、校長のリーダーシップのもと、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を中心に、学校全体で組織的、継続的な取組を行っていく。また、本校の実態に応じた校内連絡体制を見直し、適切な報告や情報の共有がなされるとともに、いじめの態様や原因、その背景等に応じて、指導方針や指導方法を明確にし、具体的な指導方法や内容等の共通理解を図りながら組織的に対応していく。



## 連携する関係機関

関係機関名	電話番号
鹿児島市教育委員会 青少年課	227-1971
県警察本部（少年サポートセンター）	232-7869
鹿児島南警察署	269-0110
喜入交番	345-0014
県総合教育センター教育相談課	294-2311
県中央児童相談所	264-3003
鹿児島市子ども福祉課	216-1260

#### 4 いじめの未然防止

いじめは、どの子にも、どの学校にも起こりうるという事実を踏まえ、より根本的ないじめ問題克服のためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、すべての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組を実践する。

(1) 学校の教育活動全体を通し、すべての児童に「いじめは決して許されない」行為であることへの理解を図り、児童に豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度などを育成する取組を推進する。

ア 校内研修や職員会議で学校のいじめ防止対策基本方針の周知を図り、「ニコニコ月間」や「いじめ問題を考える週間」等で全校児童を対象にいじめに関する講話等を行う。

イ 毎月第1・3月曜日の心の教育推進委員会で、児童一人一人の理解を深め、情報の共有化を図り、全教職員による指導体制を強化していく。

ウ 4月第3週及び9月第2週、1月の第2週の「いじめ問題を考える週間」を中心に、年間を通して、適宜児童がいじめの問題について学ぶ時間を設定する。

エ 12月の人権旬間を中心に、児童の思いやりの心や自他の生命を尊重する態度を育む。

オ 委員会活動や児童総会等でいじめの防止について主体的な話し合いと取組を推進する。

(ニコニコ月間でのいじめ防止に関する標語、ポスターづくりへの取組)

(2) 児童が自己存在感や充実感を感じられる学習や行事等を展開し、互いに認め合える授業づくりや集団づくりを通して、児童のコミュニケーション能力を高め、よりよい人間関係を築いていく力を育てる。

ア 基礎的・基本的事項の確実な定着を図り、児童一人一人の考えを大切に、互いに交流し合う授業づくりに努める。

イ 学校生活の基盤である学級における人間関係づくりを重視し、学級目標を立て、日々の学級経営に反映させる。

ウ すべての教育活動を通して、児童が主体的に行動し、他者の役に立っているという自己有用感や、自分自身の良さを認め自分は大切な存在であると思える自己肯定感を高める。

エ 異年齢による縦割班活動（朝のボランティア活動、児童集会、交流給食等）を充実し、協力したり協調したりすることを体験的に学び、コミュニケーション能力やトラブルを自分たちで解決する自己解決能力を育てる。

オ 児童会の自主的な朝のあいさつ運動（毎月第1週）を通して、児童同士の心のつながりを深める。

カ 11月の読書月間を中心に、豊かな感性を培う読書活動を推進する。

(3) いじめ問題への取組の重要性について保護者及び地域住民に認識を広め、地域・家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発を図る。

ア 学校だよりや学年だより等の広報啓発活動を積極的に行う。

イ P T A総会や学校関係者評価委員会などでの本基本計画や取組状況について、適宜広報していく。

ウ 保護者同士のコミュニケーションがより図られるよう適切なP T A活動を推進する。

エ いじめ問題やインターネット等の今日的課題について、P T Aや家庭教育学級で講演や討論会を通して学習する機会を設定していく。

#### 5 いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的に認知できるようにしていく。

そのために、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、指導が示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つようにする。具体的には、下の6項目を中心に組織的・計画的に実践していくようにする。気になることについて、日頃から教職員同士（心の教育推進委員会、放課後等）や保護者（教育相談日、放課後、学級P T A等）、関係機関と連絡を取り合う関係を築いておく。

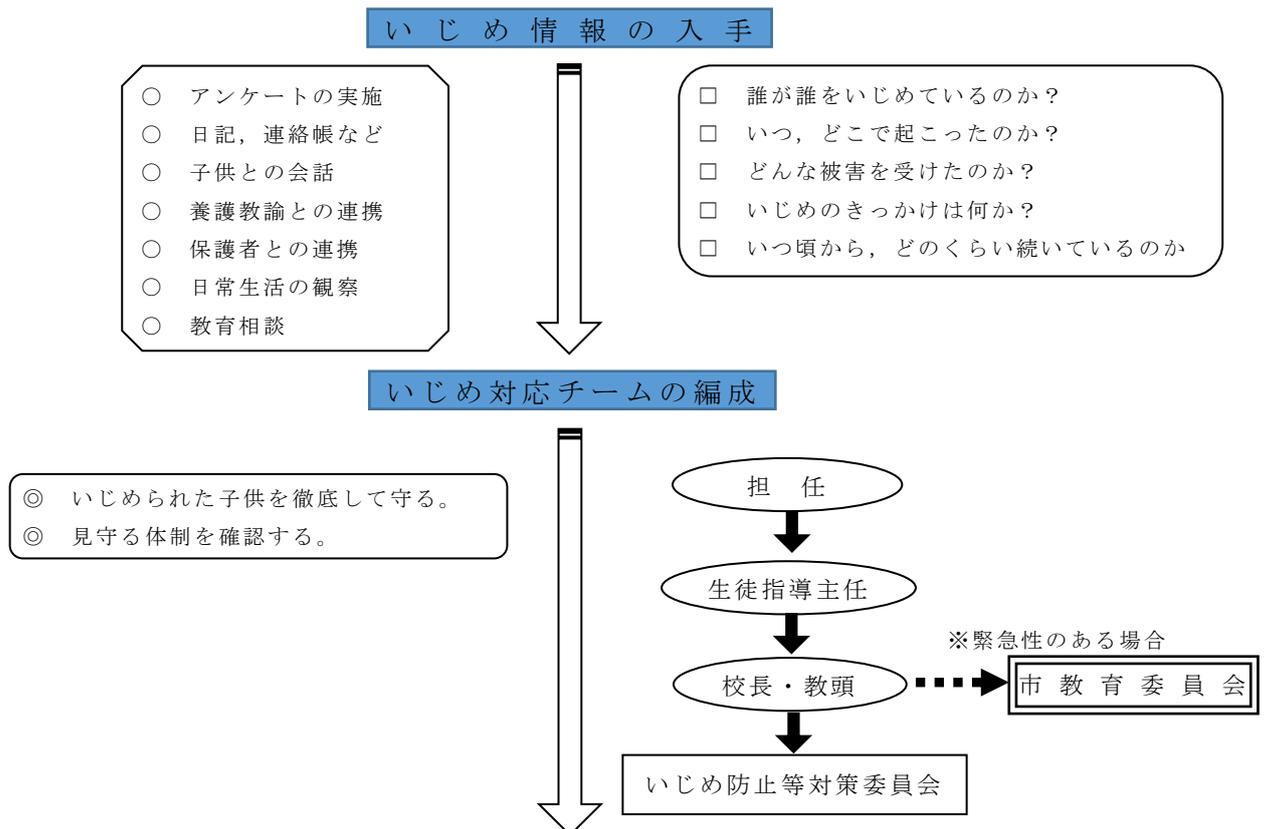
早期発見のための 6 項目	担当	具体的な取組
○アンケートの定期的な実施による情報の収集	生活指導係	・いじめアンケート(6月, 11月, 2月)
○県教委作成の「いじめ対策必携」の活用	生活指導係	・生徒指導校内研修での読み合わせと確認(学期はじめ, 問題発生時)
○定期的な教育相談による児童の状況の把握と情報の共有	教育相談係	・教育相談日(児童:木曜日) ・教育相談(保護者:夏休み期間中)
○スクールカウンセラーや臨床心理相談員等の保護者への周知及びその活用	生活指導係	・スクールカウンセラーや臨床心理相談員等の広報文書の配布と周知(4月)
○管理職をはじめ, 全職員による校内巡視等の実施	全職員	・始業前, 休み時間, 昼休み時間の校内巡視及び児童観察
○学校の取組の発信及び情報の収集・共有	管理職 各担任	・学校便り, 学年便り ・学級 PTA や PTA の会合

- (1) スクールカウンセラーや臨床心理相談員等の外部専門家を活用し, いじめの態様やいじめ問題の対処在り方について研修を深める。
- (2) 関係機関等と定期的に連携を図り, 相談体制の整備・充実に努める。
- (3) 保護者との信頼関係を構築し, 円滑な連携が図れるように努める。

## 6 いじめへの早期対応

いじめがあることが確認された場合は, 直ちに, いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し, いじめたとされる児童に対して, 担任と生徒指導主任等二人以上で事情を聴きとり, 確認した上で所定の用紙に記入する。いじめ問題等対策等委員会をその日に臨時で開く。そこで, 指導方針や指導方法を明確にし, 具体的な指導方法や内容等の共通理解を行い適切に指導する等, 組織的な対応を行う。また, 家庭や教育委員会への連絡・相談や, 事案に応じ, 関係機関との連携を図るようにする。

### 【いじめ問題への基本的な対応の流れ】



## 対応方針の決定・役割分担

- 緊急度の確認
- 詳細な調査の必要性
- 具体的な指導・援助の方針の検討  
(役割分担・支援チームの構成)
- 事情聴取や指導時の留意事項の確認
- 保護者への対応
- 関係機関との連携の方向性

## 正確な実態把握・支援・指導・保護者との連携

### いじめられた児童への基本的な関わり方

- ① 児童の安全確保に配慮して安心させ、児童との信頼関係を築く。
- ② 児童の話を聴くことを重視し、その思いを受け止め、共感的理解に努める。
- ③ 具体時支援については、本人の意思や希望を大切に、意向を確認しながら進める。

### いじめた児童への基本的な関わり方

- ① いじめる行為が「命に係わる重大なこと」であり、「決して許されない」という毅然とした態度で臨む。
- ② いじめられた児童の心の痛みに気付かせながら、いじめた気持ちや状況などを受容的・共感的な態度で十分聴き、いじめる行為の背景を理解して対応する。
- ③ 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、粘り強い指導を行う。

- ◎ いじめられた児童、いじめた児童、周囲にいる児童などから個別に聞き取りを行う。
- ◎ いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。
- ◎ 事情聴取は、被害者→周囲にいる者→加害者の順に行う。
- ◎ 事情の食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取を進める。
- ◎ 聴取を終えた後は、当該児童を自宅まで送り届け、担任(教頭同行)が保護者に直接説明する。

### 保護者へは

- ◎ 直接会って、具体的な対策を話す。
- ◎ 協力を求め、今後の学校との連携について話し合う。

## 指導体制の検討・今後の対応

### 【いじめ防止等対策委員会による対応】

- ◎ 学校生活での意図的な観察・助言  
(当該児童と周りの児童の状況)
- ◎ 学級担任へのサポート
- ◎ 保護者との連携支援
- ◎ 関係機関との連絡支援
- ◎ その後の状況について教育委員会へ報告

## 7 重大事態への対応

- (1) 「いじめ防止対策推進法」第28条に係る重大事態とは、「いじめにより生命、心身又は財産に重大な生じた場合」「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合」である。特に、児童が自殺を企画した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神症の疾患を発症した場合いじめられた児童の安全を確保し、早急な対応をおこなう。

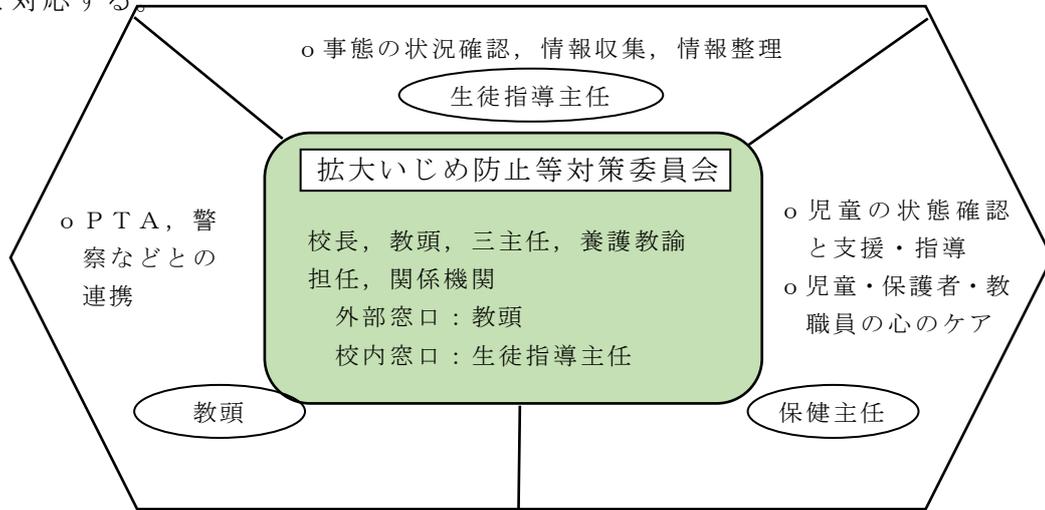
(2) 重大事態への緊急対応

ア 重大事態の報告

重大事態を認知した場合、学校は市教育委員会を通じて、直ちに市長へ報告する。

イ 全校体制による緊急対応

「いじめ防止等対策委員会」で策定した緊急対応策をもとに、市教育委員会と連携して全校体制で対応する。



ウ 市教育委員会との連携

- ・ 事態の状況確認、情報収集、情報整理したことを市教育委員会に報告
- ・ 臨床心理相談員、スクールカウンセラーなどの緊急派遣等の人的支援の要請
- ・ 県教育委員会や県警などとの連携についての要請

エ 学校による調査

いじめ防止対策推進法第18条の規定に基づき、重大事態に対処するとともに、再発防止に資することを目的として、事実関係を明確にするための調査を関係機関との情報連携を図りながら「拡大いじめ防止等対策委員会」で行う。

オ その他留意事項

- いじめられた児童及びその保護者はもちろんのこと、調査そのものが調査対象の児童や保護者の心的負担を与えることも考慮し、調査の実施と並行して、市教育委員会に臨床心理相談員やスクールカウンセラーの派遣を依頼する。
- いじめられた児童及びその保護者に対して調査方法や調査内容について、十分説明し、合意を得ておく。調査経過についても、適時・適切な方法で報告することが望ましい。
- 調査対象の児童及び保護者に対して、調査によって得られた結果については、分析・整理した上で、いじめられた児童及びその保護者に情報提供する旨を十分説明し、承諾を得ておく。
- 報道取材等への対応については、プライバシーへの配慮を十分行い、事実に基づいた、正確で一貫した情報を提供するために、窓口を教頭として、市教育委員会と連携をとりながら対応する。

8 その他

- (1) いじめ防止基本方針を学校のホームページで公表し、児童一人一人のいじめの防止へ理解と認識を深め、実践への意欲喚起を図ることができるようにする。
- (2) 学期末に、定期的な点検・見直しを行い、これに基づいた必要な措置を行い、いじめ基本方針を更新していくようにする。